

【第1問】

問1 解答 2

- 1 **不適切。** 健康保険の任意継続被保険者制度は、最大 **2年間** 加入することができます。
- 2 **適切。** 任意継続被保険者制度の保険料は、**全額自己負担** となります。
- 3 **不適切。** 任意継続被保険者制度の加入手続きは資格喪失日から **20日以内** に申請をする必要があります。

問2 解答 3

- 1 **適切。** 設問の場合、60歳代前半の老齢厚生年金は在職による支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付の一部も支給調整されます。
- 2 **適切。** 60歳代前半の老齢厚生年金を受給している人が雇用保険の基本手当を受給している間、原則60歳台前半の老齢厚生年金は **全額支給停止** されます。
- 3 **不適切。** 夫が定年退職をして厚生年金保険の被保険者でなくなると、60歳未満の配偶者は第3号被保険者から **第1号被保険者** への種別変更をしなければなりません。

問3 解答 3

- 1 **適切。** 昭和24年4月2日から昭和28年4月1日生まれの男性の特別支給の老齢厚生年金は、60歳からは **報酬比例部分のみ** の支給で、定額部分は原則として支給されないことになっています。
- 2 **適切。** 昭和27年4月2日から昭和29年4月1日生まれの女性の特別支給の老齢厚生年金は、60歳からは **報酬比例部分のみ** の支給で、64歳からは **報酬比例部分と定額部分** が合わせて支給されることになっています。
- 3 **不適切。** 特別支給の老齢厚生年金の **定額部分** が支給されなければ、加給年金は支給されないことになっています。

【第2問】

問4 解答 3

- 1 **適切。** 会社員の場合、個人事業主と比較すると公的な給付が多くなる傾向があります。
- 2 **適切。** 住宅ローンの残債は、**団体信用生命保険** で支払われることになるので、遺族の必要生活費等に含める必要はありません。
- 3 **不適切。** 死亡保険金の非課税限度額は「**500万円** × **法定相続人の数**」で計算されます。

問5 解答 2

遺族基礎年金は、死亡した人に生計を維持されていた「**子のある妻**」または「**子**」に支給されます。年金法でいう子は、18歳到達年度の末日（子が障害等級の1級、2級の障害状態にある場合は20歳未満）までにある未婚の子です。設問の場合長女は年金法上の子に該当しますが、長男は年金法上の子に該当しません。

子が1人である妻Bさんに支払われる遺族基礎年金の額は792,100円 + 227,900円 = 1,020,000円となります。

問6 解答 1

障害基礎年金（2級）の年金額は、満額の老齢基礎年金の年金額と同額です。（平成22年度価格：79万2,100円）また、障害基礎年金の受給権取得時に生計を維持している18歳の年度末までの子（子が障害等級に該当する場合は20歳未満の子）がいる場合には、**子の加算** が支給されます。

したがって、17歳の長女1人分が子の加算として加算されるので、79万2,100円 + 22万7,900円 = 102万円となり、正解は1になります。

【第3問】

問7 解答 2

契約者・被保険者が同一人で、受取人が相続人である保険契約の受取保険金は **相続税** の課税対象となりますが、「**500万円** × **法定相続人数**」の非課税枠の適用を受けることができます。この場合の法定相続人数は、相続放棄者がいたとしても放棄がないものとして考えますので、設例においては、妻B・長女D・養子E・孫Fの4名となり、非課税枠の総額は2,000万円となります。

ただし、相続放棄をした人は**非課税枠を使うことができない**ので、2,000万円を妻Bと養子Eが受取金額の割合で按分することになるため、妻Bの課税対象額は、次のとおりとなります。

$$3,000万円 - (2,000万円 \times \frac{3,000万円}{4,000万円}) = 1,500万円$$

問8 解答 1

- 1 **不適切**。承継契約者となる妻Gさんは、長男Cさんの死亡時に保険契約の権利を引き継ぐので、その後を受け取る進学祝金や満期保険金はGさんの**一時所得**となります。
- 2 **適切**。記述のとおりです。
- 3 **適切**。記述のとおりです。

問9 解答 2

- 1 **不適切**。相続放棄をした場合、**代襲相続はおこらない**ので、Dさんの子どもが相続分を引き継ぐことはありません。
- 2 **適切**。記述のとおりです。たとえ遺言書があったとしても、遺留分権利者（配偶者・子・親）は遺留分を請求することができます（遺留分減殺請求といいます）。
- 3 **不適切**。**代襲相続人である孫**は相続税額の2割加算の対象とはなりません。

【第4問】

問10 解答 2

- 1 **誤り**。給与所得者は通常、会社が年末調整を行うことにより課税が終了します。しかし、**雑損控除、医療費控除、寄付金控除**については確定申告しなければ適用を受けることはできません。なお、平成21年分の住民税から寄付金控除が税額控除になりました。ふるさと納税は住民税の税額控除のことです。
- 2 **正しい**。給与所得者は、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、1年目は必ず確定申告をしなければなりません。しかし、**2年目以降**は会社に住宅借入金残高証明書と住宅借入金等特別控除申告書を提出すれば、**年末調整**において税額控除を受けることができます。

- 3 **誤り**。給与所得者で給与収入が**2,000万円超**である場合は、会社は年末調整できないこととなっています。設例では給与収入は2,020万円ですので、自分で確定申告しなければなりません。給与収入と給与所得の違いは確実に覚えておきましょう。

問11 解答 3

- 1 **誤り**。源泉徴収票の「生命保険料の控除額」の欄に10万円と書いてあるということは、一般の生命保険契約に**10万円以上**、個人年金保険契約に**10万円以上**の保険料を支払っていることを表します。生命保険料控除は、一般の生命保険契約と個人年金保険契約に区分して次の算式に当てはめ、両方あるときはそれぞれの控除額を合計します。

〈生命保険料控除額〉

支払った保険料		控除額
25,000円以下		全額
25,000円超	50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円超	100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円超		50,000円

なお、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等については、現行の一般生命保険料控除とは別枠で「介護医療保険料控除」が創設され、現行の控除額も以下のように変更となります。

〈一般生命保険料・個人年金保険料・介護保険料控除共通の所得税の控除額〉

支払った保険料		控除額
20,000円以下		支払金額の全額
20,000円超	40,000円以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円超	80,000円以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円超		一律40,000円

- 2 **誤り**。平成19年から、損害保険料控除の制度が地震保険料控除の制度に改組されました。しかし、経過措置として、税制適格の長期損害保険料で平成18年までにすでに契約していたものについては**15,000円**を限度に控除できます。このほかに地震保険契約の保険料を支払っているのであれば合計で50,000円まで控除できます。なお所得税では地震

保険については支払った保険料について50,000円を限度に全額控除できます。「地震保険料の控除額」の欄に50,000円と記載されていれば、長期損害保険料以外に地震保険料を支払っているということになります。

〈長期損害保険料の所得税における所得控除額〉

支払った保険料	控除額
10,000円以下	全額
10,000円超 20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円
20,000円超	15,000円

3 **正しい**。源泉徴収票の「生命保険料の控除額」の欄に10万円と書いてあるということから、Aさんは少なくとも個人年金保険料と一般の生命保険料をそれぞれ10万円超支払っていることがわかります。

問12 解答 2

一時所得の金額は**収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)**で求められます。そして、総所得金額に算入する金額はこの金額の**1/2**です。

$$1,749万円 + \underbrace{\left(\begin{array}{ccc} \text{給与所得} & \text{一時所得の金額} & \\ 500万円 & - 350万円 & - 50万円 \\ \text{収入金額} & - \text{必要経費} & - \text{特別控除額} \end{array} \right)}_{\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}} \times 1/2$$

【第5問】

問13 解答 2

「贈与税の配偶者控除」とは婚姻期間が**20年以上**の配偶者間で、**居住用の家屋およびその敷地**の贈与があった場合、一定の要件を満たした場合に贈与税の課税価格から**最高2,000万円**を控除することができる制度です。

家屋の1,220万円とその敷地3,000万円の両方について適用を受けられるので1,220万円+3,000万円=4,220万円となりますが、全部贈与してしまうと4,220万円-2,000万円-110万円=2,110万円の部分に贈与税がかかります。そこで、この居住用財産をどのぐらいの割合で贈与すれば贈与税がゼロになるかを問うています。

1 **誤り**。家屋と敷地の約47.3%

$$4,220万円 \times 47.3\% \div 1,996万円 < 2,000万円$$

…この場合、確かに贈与税はかかりません。次の選択肢2の方が多く贈与できます。

2 **正しい**。家屋と敷地の50%

$$4,220万円 \times 50\% = 2,110万円$$

$$2,110万円 - 2,000万円 - 110万円 = 0円$$

贈与税の配偶者控除 贈与税の基礎控除

贈与を受ける配偶者が贈与年に他に贈与を受けていない場合は**贈与税の基礎控除**も使えますので、贈与税がゼロになる最大限の持分贈与は前記のようになります。

3 **誤り**。贈与税の配偶者控除は、居住用の家屋はもちろん敷地のみの贈与であつても適用があります。

問14 解答 3

1 **誤り**。保険料の負担者と保険金の受取人が異なる場合は、**贈与税**の課税の対象となります（保険料の負担者の死亡に起因して保険金が給付された場合は相続税の対象となります）。

2 **誤り**。贈与税の計算をする場合、贈与者側が保険料を払ってきたという事実は、一切考慮に入れません。

3 **正しい**。 $(300万円 - 110万円) \times 10\% = 19万円$
贈与税の基礎控除 速算表より

問15 解答 2

上場株式の贈与や相続があつた場合、次の4つのうち**最も低い価額**で評価します。

- ・ 課税時期の終値
- ・ 課税時期の属する月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する前月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する前々月の毎日の終値の平均

したがって、800円・810円・795円・790円のうちで最も低い価額である790円で評価します。